

# 子どもの学費助成・貸付

## 就学援助(小・中学校、義務教育学校児童生徒)

◎お問い合わせ  
教育委員会学校教育課学校教育係  
☎ 82-3298 (直通)  
もしくは、在学している学校

お子さんが小・中学校又は義務教育学校に通学する際に、経済的な理由によりお困りの世帯に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費などを援助する就学援助制度を行っています。

### ■対象世帯

生活保護受給、非課税、児童扶養手当受給世帯等  
※ただし、所得の制限があります。

### ■援助内容

学用品費等	学用品費、修学旅行費、校外活動費（見学旅行、宿泊学習等）、新入学用品費など、国の補助基準に準じて支給
医療費	学校保健安全法で定められる疾病（結膜炎、中耳炎、う歯など）の治療にかかる費用を支給（事前に学校へ医療券の交付申請が必要です）
学校給食費	食育センターで定められる費用を負担

生活保護受給世帯については、「修学旅行費」「医療費」が援助対象です。  
年度途中においても随時受付しております。

## 高等学校等就学支援金

◎お問い合わせ  
在学している高等学校

高校生等がいる世帯の教育費負担を軽減する制度です。  
支給を受けるためには、課税証明書と申請書の提出等の手続きが必要となります。

### ■対象世帯

保護者の市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯  
※学校が代理受理して、授業料に充てます。

## 高校生等奨学給付金

◎お問い合わせ  
在学している高等学校

高校生等がいる世帯の授業料以外の教育費（※）を支援する給付型の制度です。  
返済は不要ですが、申請がなければ受給することはできません。  
※教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など

### ■対象世帯

保護者の市町村民税が非課税の世帯  
※原則、保護者が受け取ります。

## 生活福祉資金貸付制度

◎お問い合わせ  
社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 ☎ 22-4124

他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、経済的自立と安定した生活支援各種資金の貸付けをしています。

### ■対象世帯

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

※ただし、世帯全員分の所得制限があります。

### ■援助内容

貸付の要件、貸付の種類、限度額などの詳細については、窓口でご相談下さい。